

いばらきブロードバンドネットワーク（仮称）構築に係るプロポーザルの公募についての公示

「いばらきブロードバンドネットワーク（仮称）」構築を公募型プロポーザル・デザインビルド（２段階随意契約）方式により実施することについて次のとおり公示する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

平成14年4月22日

茨城県知事 橋本 昌

- 1 担当部局 〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県企画部情報政策課
電話 029-301-2549（ダイヤルイン）
FAX 029-301-2598

- 2 業務内容等
 - (1) 業務名 いばらきブロードバンドネットワーク（仮称）構築
 - (2) 業務内容 県内主要地域を結ぶ高速・大容量の光ファイバ網の整備
県内主要地域へのアクセスポイントの整備（15箇所）
アクセスポイントと県庁及び県主要出先機関及び県下84市町村との光ファイバネットワークの構築
 - (3) 履行期限 平成15年1月末を予定。（ただし、市町村への支線工事については平成15年9月末を予定）
 - (4) その他 デザインビルド（２段階随意契約）方式（注）による契約を行う。
（注）公募によるプロポーザル審査によって特定した者と、設計委託の随意契約及び工事請負予約を確認し、設計委託業務完了後に工事請負の随意契約を締結することをいう。

3 資格要件及び評価基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格要件（参加表明書の提出者に要求される資格要件）

ア 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する第一種通信事業者であり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業（電気通信工事）の許可を受けている者であること。

（ただし、第一種通信事業者と建設業（電気通信工事）の許可を受けている者を含めて共同で提案することも可）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

ウ 公示の日から最適施工候補者の特定日までの期間に茨城県建設工事請負業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けてない者であること。

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

(2) プロポーザル評価基準

- ア 基本項目
- イ 運用要件
- ウ ネットワークシステム機能要件
- エ ハードウェア・ソフトウェア要件
- オ 作業要件
- カ 経済性
- キ その他

4 いはらきブロードバンドネットワーク（仮称）構築プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）の交付期間，交付先

(1) 交付期間 平成14年4月22日（月）から平成14年5月10日（金）まで

(2) 交付先 〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企画部情報政策課

電話029-301-2549（ダイヤルイン）

5 参加表明書の提出方法，提出先，提出期限

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は，説明書に基づき参加表明書に記載し，提出先に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 提出先 1の担当部局に同じ

(3) 提出期限 平成14年4月22日（月）から平成14年5月10日（金）まで いずれも午前9時から午後5時まで（ただし，正午から午後1時までを除く。） 郵送の場合は，平成14年5月10日（金）午後5時までに受理したものを有効とする。

6 プロポーザルの提出方法，提出先，提出期限

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出者は，説明書に基づきプロポーザル提出書及びプロポーザルを，提出先に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 提出先 1の担当部局に同じ

(3) 提出期限 平成14年4月22日（月）から平成14年6月3日（月）まで いずれも午前9時から午後5時まで（ただし，正午から午後1時までを除く。） 郵送の場合は，平成14年6月3日（月）午後5時までに受理したものを有効とする。

7 その他

(1) 詳細は説明書による。

(2) 書類等の作成に用いる言語，通貨，単位

日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限るものとする。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は1に同じ

(4) 提案書の内容について，必要に応じてヒアリングを行う。

ヒアリングの日程については，別途連絡する。